千葉県総合評価方式ガイドラインの見直しについて

＜平成３０年４月の主な見直し事項＞

１　配置予定技術者の過去の工事成績における評価対象期間延長

入札参加者の意欲向上及び配置予定技術者のモチベーション向上を図るため、配置予定技術者の工事成績評価対象期間を１か年度間から２か年度間に延長します。

【改正後】

項目	細目	配点	対象区分
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における**過去２か年度間**の「工種：○○」での工事成績（注）	1	８０点以上の実績 あり（１点） なし（０点）

【改正前】

項目	細目	配点	対象区分
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における**過去１か年度間**の「工種：○○」での工事成績	1	８０点以上の実績 あり（１点） なし（０点）

（注）過去２か年度間とは、入札公告の日に属する年度を除く、直近の２か年度とする。

２　配置予定技術者の評価対象期間延長

公共工事における担い手確保の取り組みの一つとして、男女を問わず育児休業等を取得しやすい環境整備及び継続就業支援や就業率向上を目的として、出産・育児・介護による休業期間に相当する期間を評価対象に加えることとします。

出産・育児・介護による休業期間を評価対象に加える評価項目

項目	細目
配置予定技術者の能力	過去１０年間の同種工事の施工経験
	主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去２か年度間の「工種：○○」での工事成績

過去１０年間の同種工事の施工経験の例

【改正後】

配置予定技術者が出産･育児休業等を１年間取得していた場合は､｢過去１１年間｣として取り扱う。

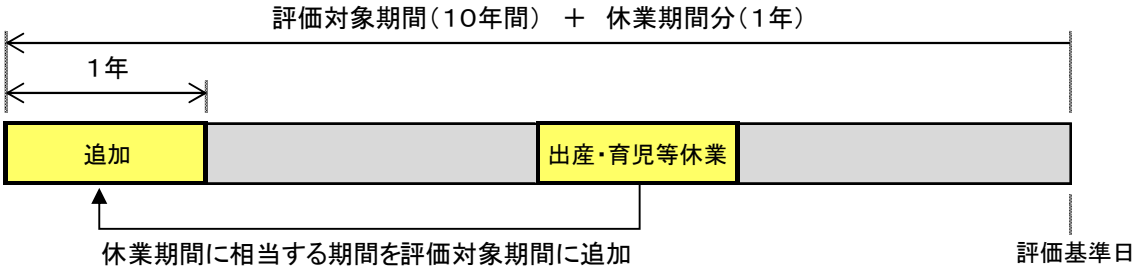

【改正前】

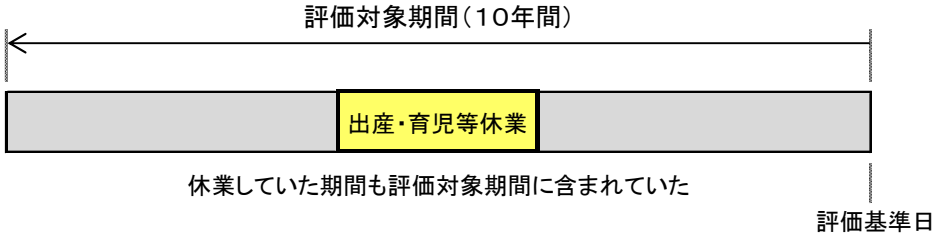

３　「配置予定技術者の同種工事の施工経験」等について途中変更していた場合の評価

公共工事の担い手の確保の取り組みの一つとして、配置予定技術者が評価対象期間中に途中変更していた場合は、該当工事の従事期間が最も長い技術者を評価することとします。

【改正後】

項目	細目	評価対象従事期間
配置予定技術者の能力	過去１０年間の同種工事の施工経験	主任技術者等が途中変更していた場合は、**従事期間が最も長い技術者のみ評価する**
	主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去２か年度間の「工種：〇〇」での工事成績	

【改正前】

項目	細目	評価対象従事期間
配置予定技術者の能力	過去１０年間の同種工事の施工経験	主任技術者等が全期間に従事していた場合のみ評価する（途中変更していた場合は評価しない）
	主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去２か年度間の「工種：〇〇」での工事成績	